

第3回 第三者委員会 議事録

1. 日時:平成 20 年 11 月 11 日(金)17:00~21:00
2. 場所:財団法人家電製品協会 3階 第2会議室
3. 委員の現在数:3名
4. 出席者と人数:
細田委員長、石川委員、辰巳委員 以上3名出席
その他(財)家電製品協会 事務局(5名)が陪席
5. 議題:① 応募案件の審査等
② その他
6. 配布資料:① 委員名簿
② 応募案件概要その他一式
7. 議事の内容
＜主な質疑・意見＞(◇は委員からの質問・意見、◆は事務局からの説明)

(1) 議題①について

- ① 離島対策事業協力平成 21 年度応募概要及び不法投棄未然防止事業協力平成 21 年度応募概要の報告
事務局より各々についての報告があった。

② 離島対策事業協力内定の課題

- ◆ 個別案件の審議に先立ち、共通の課題として、1)海上輸送費用、2)複数の輸送ルート、3)サイズ別料金、4)一定額と一定率、5)自治体の全額負担、6)燃料調整金の各々につき、議論願いたい。
- ◇ 議論の結果、上記提案は承認された。

1) 海上輸送費用

- ◆ a) 申請書に記載されている輸送実態をみると、適切な少頻度多量輸送方式が実施されているのか疑念を抱かせる応募がある。特に、コンテナ積載の場合であって割高と思われる品目別料金を設定され、実質的に多頻度輸送になっていると判断せざるを得ない事例がみられる。
- b) 今回の平成 21 年度協力に際して、本点につき精査することは時間的制約から困難であると判断されること、一定の努力の痕跡がうかがわれることから、次の対応を取ることを提案する。
- c) 本点以外に瑕疵がない案件については本年度に限り内定を出すこととする。
- d) ただし、次年度以降も同様の状態の申請を見ることは好ましくないと判断する。一方、内定の条件として本点を言及することは適当でないとも判断する。

e) 第三者委員会事務局から該当市町村に対し、次の内容のサイドレターを内定通知に付する形で発することとする。

- ・ もし、次年度申請を行うとして当該市町村から同一内容で申請がある場合は、少頻度多量輸送条件不適合を理由に不採択にする可能性が高いと第三者委員会は判断している。
- ・ ついては、次年度も申請をされる予定があるのであれば、少頻度多量輸送の実を上げるために体制のあり方を再検討し、その結果を含めたものを来年度に申請されることを第三者委員会は期待していることを申し伝える。

◇ 議論の結果、上記の案を決定した。

2) 複数の輸送ルート

◆ 同じ離島において、複数の輸送ルートが実施されているところがある。この場合の助成単価の決定方法を検討願いたい。

◇ 議論の結果、海上輸送費用が最も低廉な輸送ルートの海上輸送費用を基に算出した助成単価を他の輸送ルートにも適用して協力することが決定された。

3) サイズ別料金

◆ 同じ品目内で、サイズにより異なる海上輸送費用を設定しているところがある。この場合の助成単価の決定方法について検討願いたい。

◇ 議論の結果、次の方式を採用することが決定された。

- a) サイズ別の海上輸送費用の加重平均により品目別助成単価を設定することを原則とする。ただし、離島市町村集計方式を採用する市町村で、サイズ別の実績が把握できる場合は、サイズ別助成単価を設定することを可とする。
- b) また、協会集計方式においてサイズ別海上輸送費用の格差が大きい離島が存在する。これらの離島において助成単価をそのまま1台ずつに充当するならば海上輸送費用がマイナスになるケースが発生するものと考えられる。これに対処するため、以下によることとする。
 - ・ 実海上輸送費用に比例するような形の実充当額とするよう協力先市町村に求める。
 - ・ 上記の結果、協力先市町村等に少額の差損・差益が発生すると予想されるが、これらは受忍するものとする。

4) 一定額と一定率

◆ 細則に定められている一定額と一定率について検討願いたい。

◇ 議論の結果、資金需給を勘案した上で、平成 21 年度協力については次の方式を採用することが決定された。

- a) 一定額は 100 円とする。
- b) 一定率は 80%とする。

- c) 助成単価計算額に 10 円未満の端数がある場合、当該端数を切り上げることとする。
- d) 上記 c)を実施するためには離島対策事業協力実施細則の一部の改正が必要である。従って、本案作成のために本日後刻、同細則の一部改正を審議したい。

5) 自治体の全額負担

- ◆ 現在の規定体系では、自治体が海上輸送費用を全額負担している場合は、助成額が住民に均霑しないことから、協力しないこととしていた。実際にそのような市町村から申請の可否の照会があった。事務局は各委員に右を報告し、対処方法を相談したところ、結果については保証できないが、申請は受理するとの指示が全委員からあり、上記に該当するものを複数受理している。本件の処理について検討願いたい。
- ◇ 下記 a)～c)に示す議論の結果、d)に示すとおり決定された。
 - a) 応募者の予見性の問題の指摘もあり、本問題を十分視野に入れる必要がある。
 - b) 本案を採択するについては離島対策事業協力実施要項の一部の改正が必要である。従って、本案作成のために本日後刻、同要項の一部改正を審議したい。
 - c) 本案を採択するについては、上記の予見性の問題もあり、再公募について本日後刻、審議したい。
 - d) 上記 c)及び d)を前提として本件も本日の議論の俎上に載せることとする。

6) 燃料調整金

- ◆ 燃料費の今後の趨勢は予測しがたい。応募申請時の燃料調整金を据え置くこととしたい(現実には燃料価格が急落しつつあり、結果的に当該市町村なり、事業者なりの懐をうるおわせることになる。ただし、「均霑理論」を追い求めることが現実的な命題か議論のあるところである。)
- ◇ 議論の結果、上記提案は決定された。

③ 不法投棄未然防止事業協力内定の課題

- ◆ 個別案件の審議に先立ち、共通の課題として、1)防止費用の助成率及び査定方針、2)撤去等費用の按分方式、3)義務外品体制、広報計画等内定条件の一部を欠いているものの処理の各々につき、議論願いたい。
- ◇ 議論の結果、上記提案は承認された。

1) 防止費用の助成率及び査定方針

- ◆ 不法投棄未然防止事業について、特定家庭用機器廃棄物を対象とした経費とそれ以外の廃棄物を対象とした経費を区別して申請してきた市町村があった。これらの市町村が申し立てた特定家庭用機器廃棄物対象経費の全防止事業に占める比率は8%～15%と極めて低率であった。これを受けて残余の市町村に①本防止事業は特定家庭用機器廃棄物をもっぱら対象としたものか、それ以外も対象としたものか、②それ以外

も対象としたものである場合、上記比率はどの程度か、を照会した。その結果は、以下の通りであった。

- ・ 回答35市町村(4～8%:4、10～19%:8、20～29%:3、30～39%:9、40～49%:7、50%:3、以上30市町村。他の5市町村は、不法投棄件数比60%、72%、80%、専用看板100%、100%)
- ◆ これらから次のようなことが総括できると思われる。
 - ・ 防止事業は特定家庭用機器廃棄物もそれ以外のものも全ての不法投棄物を対象としたものが殆どである。
 - ・ しかも大半のケースにおいて全防止事業経費に占める特定家庭用機器廃棄物の寄与率は極めて低い。
- ◆ 本件については、次のような点に配慮して対処することが適当ではないか。
 - ・ 費用負担者の間に非家電の不法投棄物に野放図に費用が投ぜられることについては感情的なものに加え、株主への説明責任から見て大きな異論が出る懸念があり、これを軽視することはできない。
 - ・ 他方、第三者委員会委員から繰り返し低率補助の問題指摘が行われており、本点も重要な論点と考える。
- ◆ 以上から、以下の対処案を提案する。
 - ・ 上記の2つの視点を踏まえ、全防止事業経費に占める特定家庭用機器廃棄物関連防止事業経費の比率の回答状況から、全防止事業経費に対する50%を協力することとする(現在の不法投棄の諸データを見る限り、この助成率で市町村等の了解が得られると推定する。)。ただし、特定家庭用機器廃棄物不法投棄防止専用のものに限り、これを上回る助成率を設定できるものとする。
 - ・ 次項に定めるところにより防止事業に要する費用に対する協力について一定の査定を行う。
- ◇ 議論の結果、上記提案の通り決定された。
- ◆ 防止事業協力内容について次のように整理することを提案する。
 - ・ 総防止事業費用と不法投棄削減目標・不法投棄量(いずれも特定家庭用機器廃棄物に係るものをいう。)の間の費用対効果(緊急性・必要性(内定条件第3号)、合理的方法(内定条件第9号)を根拠に。)を勘案して内定の可否及び内定の場合の対象経費の認否を決定する。
 - ・ 設備費のなかで、システム開発費はその効用が長期にわたることを勘案して協力対象外とする。
 - ・ 労務費のなかで、パトロールは外部支出のみを対象とし、職員のそれについては費用の単純な付け替えであり、撤去等費用の運用との歩調を合わせるため協力対象外とする。
 - ・ 消耗品、修繕費、維持費、通信費等は明らかに間接経費であり、直接的な効果が期待できないため協力対象外とする。
 - ・ 広報に関係するガイドブック等については広報内容を確認したところ間接的な内

容であり、協力対象外とする。

- ・ 国・県等から支援を受けている事業については、多くのケースにおいて、協会の協力があつた場合には国・県等の補助が打ち切られると複数の市町村から申し出があつたこと、徒らに助成率を上げることの適否判断もあり、協力の対象外とする。

◇ 議論の結果、上記提案の通り決定された。

2) 撤去等費用の按分方式

- ◆ 大多数の市町村は特定家庭用機器廃棄物とその他のものの全体の不法投棄物を撤去等している。このため、実績については、特定家庭用機器廃棄物等の重量を測定して、総撤去等費用の按分計算することを求めるものとした(これを内定の条件に加える)。

◇ 議論の結果、上記提案の通り決定された。

3) 義務外品体制、広報計画等内定条件の一部を欠いているものの処理

- ◆ 内定条件の一部について、十分でないと思われるものが存在する。例えば、義務外品について、小売業者が引き取っていると主張する市町村があるが、ホームページにも明確な記載が無く、必要な証憑の提出もないものが存する。審議会報告書の言及もあり、必要に応じて、内定の条件として義務外品の体制整備、及びホームページ掲載等によるその住民への周知実施をこれら市町村に付することとした。

- ◆ 広報計画の具体策が現時点で定まっていない市町村がある。これら市町村に対して「予め広報計画を作成し、これを協会に提出し、協会の承認を得た後でなければ、協力事業を行ってはならない」ことを内定の条件として当該市町村に付することとした。

◇ 議論の結果、上記提案の通り決定された。

④ 規定の変更

- ◆ 先ほどの議論に基づき次の改正を提案する。

- a) 離島対策事業協力実施要項5(2)の④以下を1号ずつ繰り下げる。同項③中の「当該輸送事業に係る補助対象輸送事業」の次に「(以下この号において「予定輸送事業」と総称する。)」を加え、「図られ、」以下を「図られると認められること。ただし、当該市町村が当該予定輸送事業に係る海上輸送に要する費用の全部を負担している場合であつて、本委員会が当該予定輸送事業に協力することが特に必要と認める場合にあつてはこの限りでない。」に改め、同項に次の1号を加える。

「④前号ただし書の規定に基づき本委員会が特に必要と認めた場合には、当該案件について協会が資金の一部を負担して協力していることを、前号ただし書の規定に基づき本委員会が特に必要と認めた場合以外については当該案件に係る特定地域の住民に前号本文に規定する負担軽減が図られていることについての普及啓発が行われると認められること。」

- b) 離島対策事業協力実施細則4.(1)中の「1円未満は切り捨てる」を「10円未満は切り

上げる」に改める。

◇ 議論の結果、上記2案は決定された。

⑤ 応募案件の個別の審査等

◆ 個別案件についての説明を行った。

◇ 審議の結果、次のとおり内定等の決定を行った。

a) 離島対策事業協力

- ・ 応募 18 市町村(当初の応募は 19 市町村であったが1市が応募を辞退した。)について協力を内定した。
- ・ 協力内定 18 市町村について助成単価を決定した。
- ・ 必要に応じ、離島対策事業協力実施要項5(2)に規定する条件を付した。

b) 不法投棄未然防止事業協力

◆ 個別案件についての説明を行った。

◇ 審議の結果、次のとおり内定等の決定を行った。

- ・ 応募 34 市町村(当初の応募は 35 市町村であったが1市が応募を辞退した。)のうち 31 市町村について協力を内定した。
- ・ 内定に至らなかった第三者委員会の判断の理由は 1)不法投棄量を顕著に削減されると認められないこと、2)緊急性及び必要性和が高いと認められないこと、3)義務外品回収体制を整える見込みがないこと等であった。
- ・ 内定の場合の対象経費の認否については、予定対象地域の人口一人あたり、または特定家庭用機器廃棄物の不法投棄削減見込み量の一台あたりに対する予算比率等を勘案して判定した。
- ・ 協力内定 31 市町村について不法投棄未然防止事業協力実施要項5(5)に規定する協力の条件を決定した。
- ・ 必要に応じ、不法投棄未然防止事業協力実施要項5(4)に規定する条件を付した。

(2) 議題②について

◆ 内定時点における応募・審査状況の公表方法及び覚書締結時の公表について、次の説明を行った。

a) 内定時点の公表については次の3案が考えられる。

(案 1) 市町村名、内定・内定外の内容を含め極力公表する。

(案 2) 今回は、応募件数、内定件数のみを公表する。

(案 3) 両案の中間で公表する。

b) 基本的に第三者委員会は3案のいずれを選択することも可能と思量する。

c) 辞退案件及び内定対象外案件の中には、内容が不十分なものがあること、内定の内容は今後も変更される可能性があること等から、これを公表することに相当のためらいを感じる。

- d) よって、内定時点については案2を提案する。
- e) 内定通知後に覚書を締結した市町村に関する協力内容等を公表することについては極力公表することを提案する。
- ◇ 論議の結果、事務局の提案の通り決定された。
- ◆ 先ほど議論された再公募について、検討願いたい。
- ◇ 「予見性」問題もあるため、今回限りの特例として追加公募を両協力について行う。追加公募は以下の線で行うべきではないか。
 - 1) 平成 21 年2月2日から平成 21 年6月 30 日までの間、追加応募(対象は両事業)を受け付ける。ただし、本委員会が予算枠を消化したと判断した場合には、当該期間中であっても当該公募を打ち切るものとする。
 - 2) 応募に対応して順次、本委員会の審査を行う。本委員会が内定の条件を満たしたと判断した順番に内定をする(いわゆる「早い者勝ち」)
 - 3) 協力の条件、助成単価については、基本的には、今回の内定に用いた考えを維持する。
- ◇ 議論の結果上記案が決定された。
- ◆ 公募は覚書締結手続を優先し、その合間を見て再公募を実施することとしたい。

以 上